

- げんかいちょう
- げんかいちょう
- 玄海町におけるPAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態でバス集合場所からバスにより避難する者は合計821人。
 - 玄海町では、15箇所のバス集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合し避難を実施。



- 唐津市におけるPAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態でバス集合場所からバスにより避難する者は合計759人。
- 唐津市では、13箇所のバス集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定されたバス集合場所に集合し避難を実施。

[illegible]

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護対策施設(6施設)で屋内退避を実施。
- これら6施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者を約1,300人を収容可能。
- 放射線防護対策施設では、約1,300人がおよそ3日を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備。



 内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

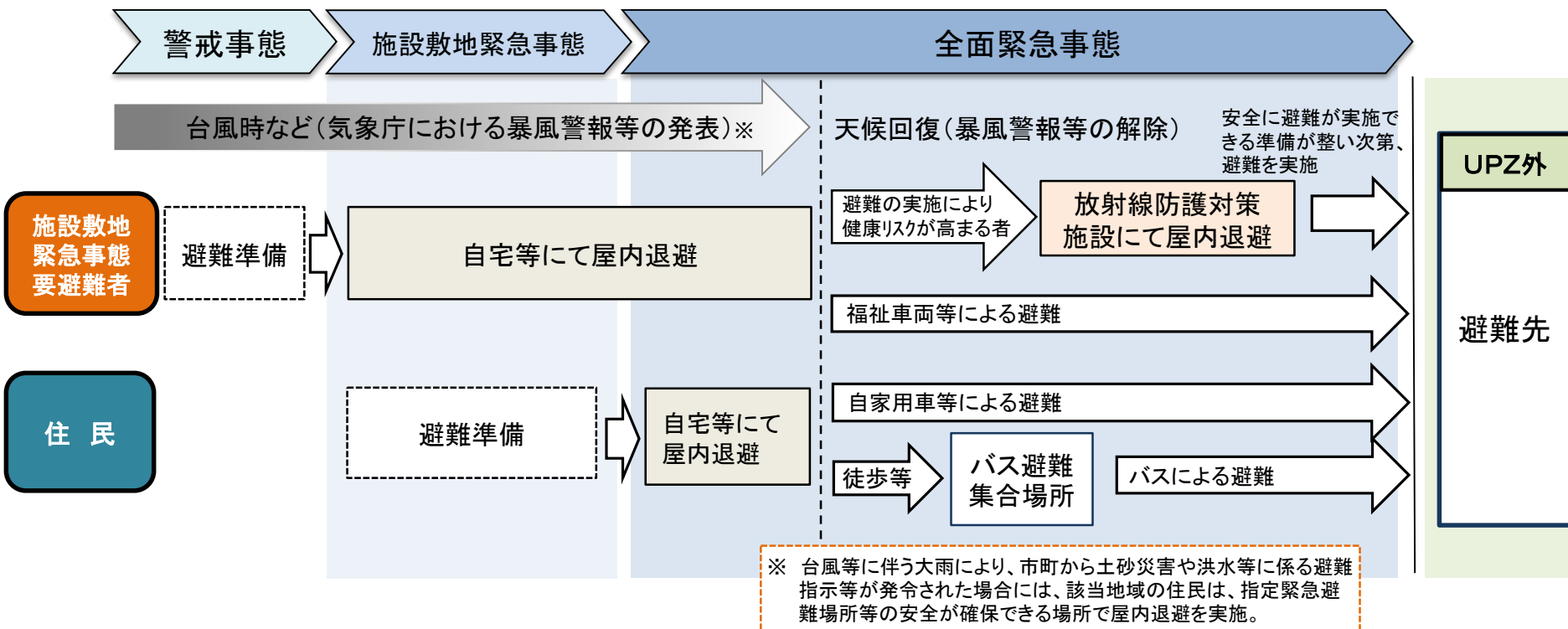
-
- (C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)
- 壱岐水道
- PAZ
- 204
- 唐津湾
- UPZ
- 糸島市
- 姪浜駅
- 263
- 福岡県
- 浮嶺
- 松浦市
- 玄海町
- 花と冒険の島
- 初崎公園
- 山本駅
- 本牟田部駅
- 天山
- IC
- SA
- PA
- 264
- <県の管理道路>
県災害対策本部が応急復旧作業を実施。
- <直轄国道>
国土交通省九州地方整備局が
応急復旧作業を実施。
- 害発生時には、各管理道路のパトロールを実施
被害の状況等を把握。

各の被害状況を踏まえ、国、県がそれぞれ
設業協会等と締結している協定等をもとに、
急復旧工事を実施。

台風時などにおけるPAZ内の防護措置

- 台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び佐賀県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞（外出をすることで命に危険が及ぶような場合）



感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難等の各種防護措置と感染防止対策を可能な限り両立させる。ただし、災害時には差し迫った危機から命を守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。
- 感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ）＞

		避難元		避難等の実施		避難先				
						感染症指定医療機関等で治療				
施設敷地緊急事態要避難者	感染者（重症者）	自宅等で避難準備	【SE】避難等開始	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。		➢ それ以外の者とは、別々の車両で避難。		➢ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。		
	避難の実施により健康リスクが高まる者			感染者（軽症者等）※2	放射線防護対策施設等で屋内退避を継続 ➢ 感染者（軽症者等）とは別の施設で屋内退避。		➢ 感染者（軽症者等）とは、別々の車両で避難。		➢ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	それ以外の者※3									
	避難の実施により健康リスクが高まらない者			感染者（軽症者等）※2	バス避難者等の一時集合場所等 ➢ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) ・一時集合場所等の場所を分ける。 ・集合時間帯を分ける。 ・一時集合場所等の中で別れて集合する。		避難車両 ➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。		避難所等 ➢ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
一般住民				➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。		➢ 避難先施設では、密集を避ける。				
	感染者（軽症者等）※2	指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・避難施設の場所を分ける。 ・施設内の別部屋に分かれて集合する。		【GE】避難等開始		➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・マスクの着用、座席を十分離して着席する。 ・施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民の感染者（軽症者等）同士、又は施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民のそれ以外の者同士で、SEの段階で避難する。		➢ 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。		
	それ以外の者※3					➢ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。		➢ 避難先施設では、密集を避ける。		

手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。